

## 海外における規格基準調査

コーデックスにおける汚染物質基準、WHO 並びに欧州における泉源水管理方法等に関する情報、米国のミネラルウォーターの規制状況等を表に示すように収集した。

### 参考資料

1. Codex standard for natural mineral waters.: Codex Stan 108-1981, Rev.1-1997.
2. General standard for bottled/packaged drinking waters(other than natural mineral waters).: Codex Stan 227-2001.
3. Code of hygienic practice for bottled/packaged drinking waters(other than natural mineral waters).:CAC/RCP48-2001.
4. Recommended International code of hygienic practice for the collecting, processing and marketing of natural mineral waters.: CAC/RCP33-1985.
5. Guidelines for drinking-water quality, 2nd ed. Vol. 2 Health criteria and other supporting information, 1996 (pp. 940-949) and Addendum to Vol. 2 . 1998 (pp. 281-283) Geneva, World Health Organization.
6. On the quality of water intended for human consumption: Council directive 98/83/EC of 3 November 1998, Official Journal of the European Community, L 330, 05.12.1998
7. Bottled water: 21CFR165.110, the U.S. Government Printing Office, Revised as of April 1, 2001

## ミネラルウォーター汚染物質基準対照表

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	EC指令98/83	米国 CFR21.165	環境基本法	(単位 mg/L) 備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケージ ドウォーター			一般の水	ボトルドウォーター		
1 一般細菌	微生物	100	100	病原微生物が不検出	病原微生物が不検出	100		22°Cで100 37°Cで20	なし		CFU/ml
2 大腸菌群	微生物	不検出	不検出	別途	不検出	不検出	不検出	不検出	別途		
3 トミウム	無機物	0.01	0.01	0.003	0.003	0.01	0.003	0.005	0.005	0.01	
4 水銀	無機物	0.0005	0.0005	0.001	0.001	0.0005	0.001	0.001	0.002	0.0005	環基アルキル不検出
5 セレン	無機物	0.01		0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	
6 鉛	無機物	0.05	0.1	0.01	0.01(0.01予定)	0.01	0.01	0.01	0.005	0.01	
7 ハリウム	無機物	1		0.7	0.7		0.7		2		
8 ヒ素	無機物	0.05	0.05	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.05	0.01	
9 六価クロム	無機物	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.1	0.05	
10 シアン	無機物	0.01	0.01	0.07	0.07	0.01	0.07	0.05	0.2	不検出	
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒	無機物	10	10	硝酸:50 亜硝酸:0.02	硝酸:50 亜硝酸:0.02 酸:3(慢性0.2)	10(監視項目として) 酸:3(慢性0.2)	硝酸:50 亜硝酸:0.5	硝酸:10 亜硝酸:1	10		
12 フッ素	無機物	2	0.8	別途		1.5	0.8	1.5	1.5	0.8-2.4	0.8
13 ホウ素	無機物	30			5	0.5	1(監視項目)	0.5	1		1 ミネラルホウ素として
14 亜鉛	無機物	5	1				1			5	
15 銅	無機物	1	1	1	2	1	2	2	1		
16 マンガン	無機物	2	0.3	0.5	0.5	0.05	0.5	0.05	0.05		
17 有機物等	有機物	12	10				10				
18 硫化物	無機物	0.05						硫黄として250	250		
19 有機リン	有機物		0.1								
20 鉄	無機物		0.3			0.3		0.2	0.3		
21 塩素イオン	無機物		200			200			塩化物250		
22 カルシウム・マグネシウム等(硬度)	無機物		300			300					
23 蒸発残留物			500			500			500		
24 陰イオン界面活性剤			0.5			0.2					
25 フェノール類	有機物		0.005			0.005			0.001		
26 pH値			5.8-8.6			5.8-8.6		6.5-9.5			
27 味		異常でないこと		異常でないこと		異常でないこと		異常でないこと			
28 臭気		異常でないこと		異常でないこと		異常でないこと		異常でないこと			
29 色度		5度以下				5度以下		異常でないこと	No.3以下		
30 濁度		2度以下				2度以下		異常でないこと	15単位以下		
31 アンチモン	無機物		0.005		0.005	0.002(監視項目)	0.005	0.005	0.006		
32 ニッケル	無機物		0.02		0.02	0.01(監視項目)	0.02	0.02	0.1		
33 四塩化炭素	有機物				0.002	0.002	0.002		0.005	0.002	
34 1,2-ジクロロエタン	有機物				0.03	0.004	0.03	0.03	0.005	0.004	

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーデックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	EC指令98/83	米国CFR21.165	環境基本法	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラルウォーター	ホトルド・パッケージドウォーター			一般の水	ホトルドウォーター	水質汚濁に係る環境基準	
37 シス-1,2-ジクロロエチレン	有機物				0.05(1,2-として)	0.04(トランス-は監視項目として0.04)	0.05(1,2-として)		0.07(トランスは0.1)	0.04(トランスは0.04)	
38 テトラクロロエチレン	有機物				0.04	0.01	0.04		0.005	0.01	
39 1,1,2-トリクロロエタン	有機物					0.006			0.005	0.006	
40 トリクロロエチレン	有機物				0.07	0.03	0.07		0.005	0.03	
41 ヘンゼン	有機物				0.01	0.01	0.01	0.001	0.005	0.01	
42 クロロホルム	消毒副生成物				0.2	0.06	0.2			0.06(要監視)	
43 ジプロモクロロメタン	消毒副生成物				0.1	0.1	0.1				
44 ブロモジクロロメタン	消毒副生成物				0.06	0.03	0.06				
45 ブロモホルム	消毒副生成物				0.1	0.09	0.1				
46 総トリハロメタン	消毒副生成物					0.1					
47 1,3-ジクロロブロベン	農薬				0.02	0.002	0.02		0.1	0.10	
48 シマシン	農薬				0.002	0.003	0.002		0.004	0.003	
49 チラウム	農薬					0.006				0.006	
50 オオヘンカルブ	農薬					0.02				0.02	
51 ナトリウム	無機物					200		200			
52 1,1,1-トリクロロエタン	有機物				2	0.3	2		0.20	1	
53 モリフニン	無機物				0.07	0.07(監視項目)	0.07			0.07(要監視)	
54 ウラン	無機物				0.002	0.002(監視項目)	0.002				
55 塩化ビニル	有機物				0.005						
56 トルエン	有機物				0.7	0.6(監視項目)	0.7				
57 キシレン	有機物				0.5	0.4(監視項目)	0.5		1	0.6(要監視)	
58 エチルヘンゼン	有機物				0.3		0.3		10	0.4(要監視)	
59 スチレン	有機物				0.02		0.02		0.1		
60 ヘンゾ(a)ヒレン	有機物				0.0007		0.0007	0.00001	0.0002		
61 モノクロロヘンゼン	有機物				0.3		0.3		0.1		
62 1,2-ジクロロヘンゼン	有機物				1		1		0.6		
63 1,3-ジクロロヘンゼン	有機物				0.3		0.3				
64 1,4-ジクロロヘンゼン	有機物				0.3	0.3(p-として監視項目)	0.3		0.075	0.3(p-として)	
65 トリクロロヘンゼン類 (合計値)	有機物				0.02		0.02		1,2,4-トリクロロヘンゼンとして0.07		
66 アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.08		0.08				
67 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	有機物				0.008	0.06(監視項目)	0.008			0.06(要監視)	
68 アクリルアミド	有機物				0.0005		0.0005	0.0001			
69 エビクロロヒドリン	有機物				0.0004		0.0004	0.0001			

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	EC指令98/83	米国 CFR21.165	環境基本法	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケ ジットウォーター						
70 ヘキサクロロブタジエン	有機物				0.0006		0.0006				
73 酸化トリブチルスズ	有機物				0.002		0.002				
74 ミクロシスチン	有機物				0.001		0.001				
75 アラクロル	農薬				0.02		0.02		0.002		
76 アルティカルフ	農薬				0.01		0.01				
77 アルドリン/ティルドリ	農薬				0.00003		0.00003				
78 アラジン	農薬				0.002		0.002		0.003		
79 ベンタゾン	農薬				0.3	0.2(監視項目)	0.3				
80 カルボフラン	農薬				0.007	0.005(監視項目)	0.007		0.04		
81 クロルテン	農薬				0.0002		0.0002		0.002		
82 クロロトルエン	農薬				0.03		0.03				
83 シアナジン	農薬				0.0006		0.0006				
84 DDT	農薬				0.002		0.002				
85 1,2-ジプロモ-3-クロブロパン	農薬				0.001		0.001		0.0002		
86 1,2-ジプロモエタン	農薬				0.0004		0.0004		0.00005		
87 2,4-D	農薬				0.03	0.03(監視項目)	0.03		0.07		
88 1,2-ジクロロプロパン	農薬				0.04	0.06(監視項目)	0.04		0.005	0.06(要監視)	
89 ジグワット	農薬				0.01		0.01		0.02		
90 ヘプタクロル・ヘプタクリルエボキシド	農薬				0.00003		0.00003		ヘプタクロル0.0004 エボキシド0.0002		
91 ヘキサクロロベンゼン	農薬				0.001		0.001		0.001		
92 イソプロチオラン	農薬				0.009		0.009				
93 リンテン	農薬				0.002		0.002		0.0002		
94 MC暫定A	農薬				0.002		0.002				
95 トキシクロル	農薬				0.02		0.02		0.04		
96 マラクロル	農薬				0.01		0.01				
97 モリネット	農薬				0.006		0.006				
98 ベンティメタリン	農薬				0.02		0.02				
99 ベンタクロロフェノール	農薬				0.009		0.009		0.001		
100 ヘルメスリン	農薬				0.02		0.02				
101 ブメハニル	農薬				0.02		0.02				
102 ピリテート	農薬				0.1		0.1				
103 トリフルラリン	農薬				0.02		0.02				
104 2,4-DB	農薬				0.09		0.09				
105 ジクロロブロップ	農薬				0.1		0.1				
106 フェノブロップ	農薬				0.009		0.009		0.05		
107 メコブロップ	農薬				0.01		0.01				
108 2,4,5-T	農薬				0.009		0.009				
109 TBA	農薬				0.007		0.007				
110 モノジ-トリクロラミン	消毒剤				3		3				

(単位 mg/L)

項目	区分	食品衛生法(原水)		コードックス(製品)		水道法	WHO飲料水 ガイドライン	EC指令98/83	米国 CFR21.165	環境基本法	備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルト・パッケ ージウォーター						
111 塩素	消毒剤				5		5	0.25			
112 臭素酸	消毒剤				0.025		0.025	0.01			
115 ホルムアルデヒド	消毒副生成物				0.9	0.08(監視項目)	0.9				
116 プロモルム	消毒副生成物				0.1		0.1				
117 シクロロ酢酸	消毒副生成物				0.05	0.02(監視項目)	0.05				
118 トリクロロ酢酸	消毒副生成物				0.1	0.3(監視項目)	0.1				
119 抱水クロラール	消毒副生成物				0.01	0.03(監視項目)	0.01				
120 シクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.09	0.08(監視項目)	0.09				
121 シプロモアセトニトリル	消毒副生成物				0.1		0.1				
122 トリクロロアセトニトリル	消毒副生成物				0.001		0.001				
123 塩化シアン(シアン として)	消毒副生成物				0.07		0.07				
124 全アルファ放射能	放射性物質				0.1		0.1				Bq/L
125 全ヘーベー放射能	放射性物質				1		1				Bq/L
126 イキサチオノン	農薬					0.008(監視項					0.008
127 ダイアジノン	農薬					0.005(監視項					0.005
128 フェニトロチオノン	農薬					0.003(監視項					0.003
129 イソプロロチオラン	農薬					0.04(監視項目)					0.04
130 クロロタロニル	農薬					0.05(監視項目)					0.05(要監視)
131 プロビサミド	農薬					0.05(監視項目)					0.008(要監視)
132 シクロルホス	農薬					0.008(監視項					0.008(要監視)
133 フェノカルブ	農薬					0.03(監視項目)					0.03(要監視)
134 クロルニトロフェン	農薬					0.005(監視項					
135 イプロベンホス	農薬					0.008(監視項					0.008(要監視)
136 EPN	農薬					0.006(監視項					0.006(要監視)
137 トリクロビル	農薬					0.006(監視項					
137 農薬毎	農薬							0.0001			
138 総農薬	農薬							0.0005			
139 多環芳香族炭 化水素	有機物							0.0001			
140 テトラクロロエタン及 びトリクロコエタン	有機物							0.01			
141 アルミニウム	無機物							0.2			
142 アンモニア	有機物							0.5			
143 導電率								2500			S/cm at 20°C
144 Oxidability								5			O2として
145 総有機炭素	有機物							異常な変化が ないこと			
146 トリチウム	放射性物質							100			Bq/l
147 総放射線?量								0.1			mSv/年
148 ヘリウム	無機物							0.004			

項目	区分	食品衛生法(原水)		コーテックス(製品)		水道法	WHO飲料水ガイドライン	EC指令98/83	米国 CFR21.165	環境基本法	(単位 mg/L) 備考
		ミネラルウォーター類	清涼飲料水	ナチュラルミネラル ウォーター	ボトルド・パッケージ ドウォーター						
149 タリウム	無機物								0.002		
150 ダラボン	農薬								0.2		
153 エンド・タール	農薬								0.1		
154 エンド・リン	農薬								0.002		
155 クリホサート	農薬								0.7		
156 ベキサクロロシクロヘン タジエン	農薬								0.05		
157 オキサミル	農薬								0.2		
158 PCB類(テカクロロ ビフェニールとして)									0.0005	不検出(PCB)	
159 ピクロラム	農薬								0.5		
160 2,3,7,8-TCDD(ダ イオキン)							1pgTEQ/L(監 視項目)		0.00000003		
161 トキサフエン	農薬								0.003		
162 アルミニウム	無機物								0.2		
163 銀	無機物								0.1		
164 オキシン鋼(有機銅)	農薬								0.04(要監視)		